

1 番館ヘルパーステーション 重要事項説明書 (指定訪問介護事業・第1号訪問事業)

訪問介護の提供に当たり、運営規程の概要や提供されるサービスの内容等の重要事項について次のとおり説明します。

1 事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人ケア21
代表者の氏名	理事長 倉林 雅人
法人所在地	高山市新宮町1054番地3
電話番号	0577-36-0021
ホームページ	https://www.care21.or.jp

2 事業所の概要

事業所名称	1 番館ヘルパーステーション
事業所番号	2172701100
事業所所在地	高山市新宮町851番地1
管理者の氏名	施設長（管理者） 寺境 信弘
電話番号	0577-35-0021
FAX番号	0577-35-5521
メールアドレス	care21@poppy.ocn.ne.jp

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護・第1号訪問事業を提供することを目的とします。
運営の方針	訪問介護計画等に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

4 職員体制

職種	員数
管理者	1人
サービス提供責任者	1人以上
訪問介護員等	2.5人以上

5 営業時間

営業日	毎週、日曜日から土曜日までとします。
営業時間	8:30から17:30までとします。

6 サービスの内容及び利用料 別紙サービス内容説明書のとおりとします。

7 通常の事業の実施地域 旧高山市（平成17年の合併前の高山市）とします。

8 緊急時の対応

- (1) 事業所は、サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の家族や主治医等への連絡を行うとともに、連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、居宅介護支援事業者、県及び市等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 衛生管理等

- (1) 事業所は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じます。

10 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

11 秘密保持

事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とします。また、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を使用する場合は、事前に同意を得ることとします。

ただし、サービス担当者会議等の介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度の情報を、事前に同意を得て、県、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の介護保険事業者等に提供することがあります。

12 苦情受付窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情、相談がございましたら、下記までご相談ください。責任をもって調査、改善等の対応をさせていただきます。

社会福祉法人ケア21	受付時間：午前8時30分から午後5時30分 (月曜日から土曜日) ご相談方法：電話 0577-35-0021 FAX 0577-35-5521 メールアドレス care21@poppy.ocn.ne.jp 苦情受付担当者：サービス提供責任者 太田 恵 苦情解決責任者：施設長 寺境信弘 第三者委員：野崎加世子 電話 080-6922-3248 藤田敏幸 電話 0577-34-4753
高山市役所高年介護課	電話 0577-35-3178
岐阜県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係	電話 058-275-9826
岐阜県運営適正化委員会	電話 058-278-5136 メールアドレス tekisei@winc.or.jp

13 虐待防止等

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。
- (2) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県及び市町村に通報します。

- (3) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 4 記録の保存と閲覧

- (1) サービス提供の記録は、これを完結した日から5年間保存します。
- (2) 記録の閲覧及び実費での写しの交付が利用者本人及び家族に限り可能です。

1 5 家族等への連絡

希望があった場合は、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等にも行います。

1 6 損害賠償

- (1) 当事業所の責任の場合、事業所は利用者に対して誠意を持って対処するものとします。
- (2) 利用者の責任によって当事業所が損害を被った場合、利用者及び家族は連帯して事業所に対してその損害を賠償するものとします。
- (3) 損害保険には加入済みです。利用者及び家族から問い合わせがあった場合は、その保険内容について情報を開示します。

1 7 その他運営に関する重要事項

- (1) 職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
- (2) 利用者及び家族による優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為（ハラスメント）により職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。
- (3) 事業所で提供しているサービスの内容や課題等についての第三者評価は行っていません。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所	住所	高山市新宮町 8 5 1 番地 1
	事業所名	1 番館ヘルパーステーション
	氏名	太田 恵 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印